

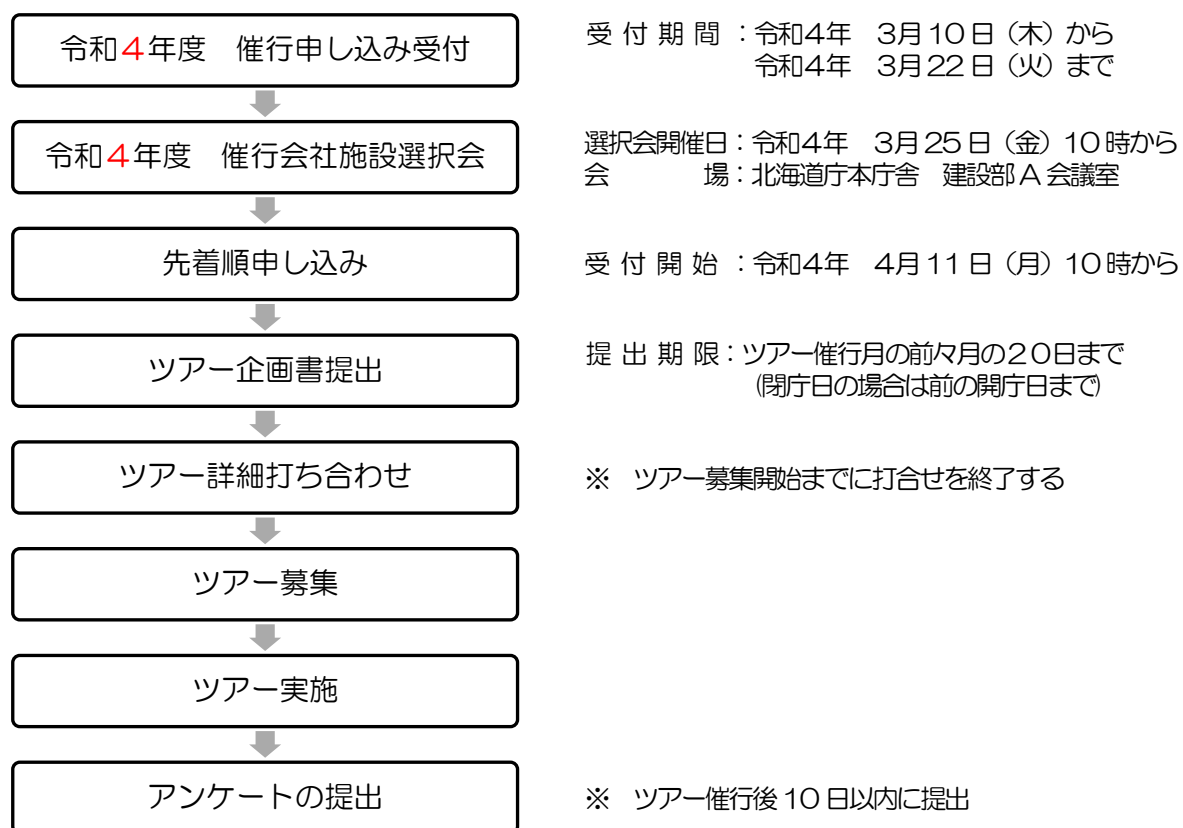
令和4年度「北海道インフラツアー」催行応募要領

北海道建設部では、生活や産業活動などの基盤となる各公共施設の役割や必要性について、より多くの皆様に理解していただけるよう、公共施設の見学を組み込んだ募集型のツアーを企画・催行していただける旅行会社等を募集します。

つきましては「北海道インフラツアー」の実施を希望される場合は、本要領によりお申し込み下さい。

1 応募から催行までの進め方

<< 北海道インフラツアーフロー >>



※企画辞退があった施設については、先着順で申し込みを受け付けます。その際には、その事実がわかった時点で、北海道のホームページへ掲載します。

2 対象施設

令和4年度「北海道インフラツアー」の対象施設とその受入時期等については、別紙-1「対象施設一覧表」のとおりです。なお、各施設の詳細は、北海道のホームページでご覧いただくことができます。

●北海道ホームページURL

→ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kks/infra/tour.html>

なお、ツアーの検討にあたり、応募お申し込み前に施設の確認が必要な場合は、総合窓口までご相談下さい。

3 応募要件

令和4年度「北海道インフラツアー」の催行にご応募いただくには、以下の要件を満たすことが必要です。

(1) 次の要件を全て満たしていること。

- ① 第1種～第3種及び地域限定旅行業のいずれかの資格を有しているか、又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- ② 過去3年以内に社団法人全国旅行業協会（ANTA）又は一般社団法人日本旅行業協会（JATA）から退会勧告決議や除名処分の公示が出されていないこと。
- ③ 過去3年以内に行政庁から旅行業法に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令、登録の取消等）を受けていないこと。
- ④ 過去1年以内に主催旅行の催行実績が1件以上あること。
- ⑤ 北海道建設部で定めた条件について同意していただけること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある。
- ② 役員（非常勤を含む。）及び経営又は運営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である。

4 催行申込について

令和4年度「北海道インフラツアー」の応募に当たっては、事前申込みが必要となります。以下のとおり必要書類の提出をお願いします。

なお、過去に、北海道インフラツアーの企画や催行の実績がある事業者様は、③の提出は不要です。

(1) 提出書類

- ①様式ー1 催行申込書・同意書
- ②様式ー2 催行希望施設等申込書

※ 様式ー1及び2は、北海道のホームページからもダウンロードが可能です。また、ダウンロードができない場合は、総合窓口までご連絡ください。

●北海道ホームページURL

→ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kks/infra/tour.html>

③添付資料

- ・会社概要
- ・過去1年以内の主催旅行の実績を示す書類（ツアーパンフレット等）

(2) 提出方法等

(1)に掲げる提出書類を持参又は郵送により総合窓口まで提出してください。

※ 令和4年 3月22日（火）必着

なお、提出に当たっては、以下の点に注意してください。

①ファクスやメールでの受付はしておりませんので、持参又は郵送により提出してください。

②郵送される場合は、封筒の表面に「公共施設見学ツアー催行申込書在中」と朱書きしてください。

※ 必要書類の到着後、総合窓口から申込受付を完了した旨、電話等により連絡させていただきま
すので、令和4年 3月23日（水）までに当該連絡がない場合には総合窓口までご連絡をお願い
いたします。

③ 申告事項等に虚偽内容が含まれていた場合には、令和4年度の施設見学に関する権利を放棄して
いただきます。

5 施設選択会について

各見学施設の実施月に申し込みが重複した場合にのみ実施します。

その場合、応募された各社（以下、「応募者」という。）が実施できるツアーは、抽選により決める
こととし、以下のとおり開催します。

(1) 日時 令和4年 3月25日（金） 10時から

(2) 会場 北海道庁 本庁舎10階 建設部A会議室

(3) 抽選方法

各施設の開催月毎の抽選とします。

くじ引き等の順序は、施設選択会の受付順とします。

(4) 施設選択会の実施の有無については令和4年3月23日（水）までに電子メールにてお知らせいた
します。

(5) 令和4年度の施設選択会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、特段の理由がな
くても委任状を提出することにより、職員が抽選を代行します。

(6) 委任状の提出がなく、当日、施設選択会に欠席された会社は、不参加による辞退として扱います。

6 先着順受付について

「5」の施設選択会で応募のなかった催行枠については、以下のとおり、先着順で応募を受け付けま
す。

(1) 受付開始日時

令和4年 4月11日（月） 時から

(2) 先着順で応募を希望される場合は、総合窓口にて直接電話でお申し込みください。

なお、応募可能な施設については、施設選択会終了後準備が整い次第、北海道のホームページで公
表します。

●北海道ホームページURL

→ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kks/infra/tour.html>

(3) 応募要件は「3」に準じます。また、催行申込に係る提出書類・提出方法等は「4」に準じま
すが、このほか、様式-2の「催行希望施設申込書」を提出していただきます。また、資料提出期限等は
個別に連絡させていただきますが、「5」の施設選択会に参加しているなど、既に所要の資料を提出い

ただいている場合には、「4」に係る書類の提出を省略することができます。

(4)実施状況については、協議中などにより反映されていない場合もございますのでご了承ください。

7 ツアーの企画について

(1) 施設選択会又は先着順受付により、催行枠が決定した旅行会社等には、総合窓口から、ツアーの企画、打合せ方法等についてご連絡しますので、各施設担当者等とツアー実施日を含めた企画相談、打合せをお願いします。

(2) 各施設の見学が可能な日及び時間は、原則として、平日の10時から16時までの間で、各施設見学時間を目処に実施となりますが、一部施設で例外もあるため、詳細については別紙-1「対象施設一覧表」及びホームページの各施設詳細情報をご覧ください。

また、「対象施設一覧表」で要事前施設確認となっている施設につきましては、参加者募集前に必ず確認していただきますのでご注意ください。ただし、過去に当該施設を確認している場合は、この限りではありません。

なお、ご希望により事前に確認していただくことも可能ですので、事前施設確認を希望される場合は、企画概要書（様式-6）にご記入ください。

(3) 天候状況、災害（豪雨、豪雪、地震、津波等）の発生及び突発的なやむを得ない事由により、北海道が施設見学の実施ができないと判断した場合には施設見学を中止します。

また、施設見学の中止及び施設見学中に発生した事故等により、旅行会社等及びツアー参加者に何らかの損害が生じた場合については、旅行会社等の責任でご対応いただきます。

(4) 日程調整ができれば、1つのツアーについて複数の施設を組み込むことも可能ですので、ご希望があれば総合窓口までご相談ください。

(5) ツアー催行月の前々月20日まで（閉庁日に当たる場合は、その直前の平日まで）に、ツアーの企画概要書（様式-6）について、総合窓口へ提出してください（電子メール可）。郵送の場合は、封筒の表面に「企画概要書在中」と朱書きの上郵送してください。

※ひと月に複数回受入を予定している対象施設については、先に企画概要書を提出いただいた会社の希望日を優先させていただきます。

(6) 決定済みの催行枠について、何らかの事情によりツアーを企画することが困難となった場合は、(5)の期限までに、速やかに総合窓口まで企画辞退を申し出てください。

(7) (6)等により催行枠に空きが生じた場合は、先着順受付の対象とします。

施設選択会に参加した全社宛てには、その旨をメールでお知らせします。その催行枠に申込みされた場合の、当該催行枠に係る企画概要書（様式-6）の提出期限については、適宜ご相談ください。

8 ツアー参加者の募集及びツアーの実施について

(1) ツアー参加者募集にあたって、「北海道からの注意事項」を、必ずパンフレットや募集案内に掲載して下さい。また、各施設毎の注意事項等がある場合がありますので、その場合は、併せて掲載をお願いいたします。

(2) ツアー参加者募集の際には、北海道のホームページから各社ホームページの当該ツアーの募集ページへのリンクを設定させていただきます。

- (3) ツアーの催行に当たっては、北海道の担当部署等（建設政策課・各建設管理部等）との打合せ事項や、各施設ごとに定められた制限事項・注意事項等を遵守していただき、現地では北海道職員の指示に従っていただきます。
- (4) ツアーの実施状況等については、北海道のホームページにおいてご紹介させていただきます。掲載内容等については、ツアーを催行する旅行会社等と個別にご相談させていただきます。
当日は、北海道職員が、ツアー実施状況を撮影し、北海道インフラツアーのホームページ等でご紹介させていただきます場合がありますのでご了承下さい。
- (5) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大により、特措法に基づく措置、及び、国・北海道・関係市町村、各機関等より何らかの宣言や対応が発表された場合や、それに準ずる状況となった場合、もしくは北海道が施設見学の実施が出来ないと判断した場合は、施設の見学を中止させていただきます。

9 アンケートの実施について

ツアーの主催者及び参加者全員を対象としたアンケート調査へのご協力をお願いいたします。

アンケート調査票には、主催者用（様式-3）と参加者用（様式-4）がありますので、ツアー催行後10日以内を目処に総合窓口まで持参又は郵送願います（参加者用のアンケート用紙は主催者で準備をお願いします）。

また、ツアー催行後に主催者様へ、今後の参考といたく聞き取り等させていただきます場合がありますので、ご協力をお願いします。

10 旅行会社等からのご提案について

本ホームページに記載している見学対象施設以外で、募集型のツアーの開催を希望される施設等がありましたら、随時、総合窓口までご相談ください。施設の受け入れ可否等を含め検討させていただきます。

11 総合窓口

総合窓口では、「北海道インフラツアー」に関してのご相談もお受けいたしますので、お気軽にお問い合わせください。

【総合窓口及び関係書類郵送先】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建設政策局建設政策課 建設企画

電話：011-231-4111(内線29-664) FAX：011-232-9162

E-mail：kensei.jigyou@pref.hokkaido.lg.jp

12 その他

- (1) 「北海道インフラツアー」に関する公的な資金援助及び補填等はありません。
- (2) 対象施設内の見学については、北海道が無償で対応します。
(北海道の職員が施設に関する説明や施設内の案内等をいたします)
- (3) 旅行代金につきましては、北海道の施設見学が無償であることを前提として、旅行会社等において設定してください。

- (4) 旅行会社において運行されるバスにつきましては、日本バス協会の認定を受けている優良バス会社の利用を推奨いたします。
- (5) 旅行商品に関わる後援、協賛、監修等の「北海道」「建設部」「建設管理部」等の名義使用はできません。
- (6) その他定めのない事項については、北海道と旅行会社等との間で協議の上決定します。
- (7) 北海道インフラツアーの実施に当たっては、北海道から発表されるイベント開催の取り扱い等に基づき、十分な感染拡大防止に努めてください。

令和4年度「北海道インフラツアー」注意事項

※ 下記及び各施設毎の注意・制限事項については、遵守していただくとともに、参加者への周知をお願いいたします。

また、各見学施設における、個別の注意事項等がある場合もございますので、事前にご確認いただき共通事項とあわせて参加者への周知をお願いいたします。

【全施設共通の注意・制限事項】

- 動きやすい服装と履き物（運動靴など）で参加願います。
（※ スカートや、かかとの高い履き物等でのご参加はご遠慮ください。）
なお、汚れる場合もあることをご了承下さい。
- 雨天決行時の雨具は各自でご用意願います。
- カメラや携帯電話等の落下にご注意下さい。ストラップ等の使用をお勧めいたします。
- 施設見学の際には、北海道職員の指示に従い、十分安全に注意して下さい。
- 当日は、北海道職員が、ツアー実施状況を撮影し、北海道インフラツアーのホームページ等でご紹介させていただく場合がありますのでご了承下さい。
- 安全確保や保安上の理由により立入りを禁止している区域がある場合は、ご協力をお願いいたします。
- 本人の不注意によるケガ、事故等については、北海道では一切その責任を負いません。
（※施設見学前の飲酒はお控え下さい。一部施設内では安全確保のため見学をお断りする場合がございます。）
- 万が一の場合に備え、「傷害保険」への加入をお勧めします。
- 悪天候や災害等の事由により、見学が中止となる場合があります。
- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大により、特措法に基づく措置、及び、国・北海道・関係市町村、各機関等より何らかの宣言や対応が発表された場合や、それに準ずる状況となった場合、もしくは北海道が施設見学の実施が出来ないと判断した場合は、施設の見学を中止させていただきます。